

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号（二〇一七年三月） 抜刷

【特別調査報告】 旧七条村道場史料

松 金 直 美

【特別調査報告】旧七条村道場史料

松金直美

## はじめに

同朋大学仏教文化研究所では二〇一六年九月八日、旧七条村道場である中野家（滋賀県長浜市七条町）の調査をする機会を得た。同家は長く真宗道場としての歴史を有し、幕末に寺院化を遂げるものの、明治四十一年（一九〇八）に廃寺となったという<sup>1</sup>。廃寺後も寺院に類する莊嚴や法宝物を備えていたことから（後述）、地域に開かれた宗教施設としての性格をしばらくは維持していたものとみられるが、現在、地域の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。

道場であった段階で、同家の性格を表す呼称は、史料上にいくつみられる。寛政四年（一七九二）の序を有する地誌である『淡海木間攷』<sup>2</sup>には、「同（東本願寺示）樋口村正覚寺末、道場、毛坊元左近」とあり、十八世紀後半に作成されたとみられる『三郡寺院鏡』<sup>3</sup>には「同村（七巻）佐小右衛門、自庵」とある。十八世紀後半の段階では、正覚寺（滋賀県米原市樋口、長浜大通寺末寺）末の道場であったことが分かる。また旧七条村道場史料の「色々書品之案文留帳」「聖教・文書・冊子・卷子類（已下）」「文書類」とする<sup>4</sup>31には、領主である彦根藩が作成した戸籍簿の写しとみられる記事に、所有する田地の広さを記述した後、「坂田郡長浜大通寺下道場、農業仏門兼、毛坊左近右衛門、四拾五才」とある<sup>4</sup>。十九世紀には、正覚寺末から長浜御坊大通寺（真宗大谷派長浜別院、滋賀県長浜市元浜町）の直接の下道場となっていたとみられ、農業と仏門を兼業する

「毛坊」として、同家の左近右衛門が記されている。俗人ながらも道場の住持を務める毛坊主<sup>5</sup>の存在形態を的確に示している。「諸事覚帳」「文書類32」には「自庵毛坊、坂田郡七条村、佐近右衛門、正定、住職御免、嘉永七正月、当年末三拾五才」とある。自庵の毛坊である三十五才の「佐近右衛門」（釈正定）は、嘉永七年（一八五四）正月に住職が免許されたということである。後述するように、七条村道場の寺院化は文久三年（一八六三）であることから、寺院化に先駆けて、同家当主は正式な僧侶となったものとみられる。また「方便法身尊形裏書写」「文書類33」に「辻元 左近右衛門」とあり、自庵を指す「辻元」（辻本）と称された場合もあったようだ。このように、様々な呼称にて同家や同家当主の性格が示されているものの、本稿では便宜上、史料上で多く用いられる「七条村道場」の呼称を用いる。

従来の真宗道場研究では、近世前期における道場から寺院への展開が主に取り上げられ、近世後期から近代にかけての時期も、寺院化の契機であることは認識されつつも、具体的な研究はあまりなされてこなかったように感じる<sup>8</sup>。

本稿では、「旧七条村道場史料」<sup>9</sup>のうち主要なものの紹介を通して、幕末期における寺院化の一例として旧七条村道場を取り上げる。また同史料群にはその寺院化に際して法宝物が免許される場合の経緯や経費を記した文書が含まれている。これまで真宗教団における法宝物免許に一定の礼金が必要であることは認知されつつも、具体的な金額や取次のシ

ステムについては判然としていなかった。さらに東本願寺の両堂再建に関わる史料も含まれており、再建事業を通じて構築されていた教団機構についても知ることができる。

七条村道場のある湖北は、近世・近代を通じて、道場が多く残存した地域でもあった<sup>10)</sup>。当該地域における真宗信仰の特性を知る上でも重要な事例であると考えている。

## 1. 七条村道場家の人々とその人生―出産・誕生から葬式まで―

では、本稿で取り上げる近世後期から近代初頭にかけての七条村道場の当主について確認しておきたい。まず次節でもとりあげる、釈時照(？～一八五三)がいる。その次の代になるのが左近右衛門(釈正定、一八二〇～七〇)である。その子息で、家督を継いだのは栄与茂(左近、幼名・亀治郎、釈時照、一八四五～一九一一)という人物である。左近右衛門(釈正定)・栄与茂(釈時照)の頃に、寺院化していくこととなる。

「旧七条村道場史料」で、まず興味深いのは、子供の出産・誕生に関する史料が含まれている点である。たとえば「産後見舞覚(生子悦儀帳)」「文書類2」には、弘化二年(一八四五)十一月二十八日に亀治郎(のちの栄与茂)が誕生した後、受け取った産後見舞金の額と名前や、「入用覚」が書き上げられている。

また葬式に関する帳面も八点残存する。葬式に際する入用や受け取った香儀の額と名前などが記されている。例えば嘉永六年(一八五三)十月一日に往生した釈時照の「葬式二附色々扣帳」「文書類3」には、出仕した僧侶の人数や寺号、近隣の人々が担った出棺割役などが書き上げられている。

このような出産・誕生や葬式に関する史料を読み解くことで、近世後期から近代にかけての、真宗門徒の人生における節目の実態を追うことができる。

## 2. 法宝物類とその安置形態

旧七条村道場(中野家)所蔵の法宝物のうち、最も古いのは、本願寺八世蓮如(一四一五～九九、在職一四五七～八九)筆の「六字名号」(タイプA―2)<sup>11)</sup>「掛軸・木像類1」である。それに次ぐのは、本願寺十世証如(一五二六～五四、在職一五二五～五四)から釈教園に宛てられた「方便法身尊像」(掛軸・木像類2)になる。

近世になってからの法宝物としては、まず東本願寺十三世宣如(一六〇四～五八、在職一六一四～五三)判の『御文』(「文書類39」)がある。また東本願寺十七世真如(一六八二～一七四四、在職一七〇〇～四四)の子息で、長浜御坊大通寺の住持を勤めた真応(一七二一～九一)の筆による「九字名号」(掛軸・木像類3)も所蔵されている。

この名号が授与された頃には、長浜御坊配下の道場となっていたものと考えられる。

幕末になり、七条村道場は寺院化を遂げていくこととなる。寺院化は、木仏と寺号が免許されることになされる。木仏・寺号と同時期に授与されたのが「親鸞影像」「掛軸・木像類4」である。文久三年（一八六三）八月二十九日、東本願寺二十一世嚴如（二八一七～九四、在職一八四六～八九）から、「江州坂田郡七条村道場正定寺」の常住物として「願主時照」へ宛てて授与されている。

「時照」とは、当該期における当家当主の法名で、栄与茂（左近）にあたる。「正定寺」との寺号が免許された際に、法名を時照としたことが、後述するよ  
うに、「親鸞影像」「蓮如影像」の申請を仲介した河内屋六右衛門から、七条村近隣にある了念寺（滋賀県長浜市八幡東町）へ文久三年（一八六三）四月十八日に出された「河内屋六右衛門書状」「文書類22」に記されている。



写真1 中野家仏間

また慶応元年（一八六五）十二月二十五日には嚴如から、「蓮如影像」「掛軸・木像類5」が授与されている。ただし後述するように、当初は「親鸞影像」と同時期に「蓮如影像」の授与も願い出たものの、すぐには許可されなかった。

現在、中野家には、法宝物を安置した空間が二ヶ所ある。一つは、床の間に、証如授与の「方便法身尊像」を本

尊とし、向かって右側（寺院内陣の祖師前にあたる位置）に「親鸞影像」が安置され、向かって左側（寺院内陣の御代前にあたる位置）に「蓮如影像」が安置された仏間である。【写真1】

もう一つは仏壇内に、木仏を本尊として、向かって右側に蓮如筆「六字名号」が掲げられ、向かって左側に長浜御坊住持であった真応筆の「九字名号」が掛けられている。向かって右側側面には「中野家先祖累代法名軸」「掛軸・木像類8」が掛けられており、中野家の内仏としての性格が強いと考えられる。【写真2】



写真2 中野家仏壇

現在の建物は平成四年（一九九二）に建立されたものであるが、以前にあった、道場時代の建物の場合も、仏間・仏壇の二ヶ所に分かれた、同様の安置形態であったと伝える。

### 3. 七条村道場の寺院化と法宝物授与

前述した法宝物のうち、幕末に木仏・親鸞影像・蓮如影像が授与された経緯や費用などについて、まず「木仏・寺号・親鸞影像・蓮如影像歎願口上覚写」「文書類34」に則して追っていきたい。

文久三年（一八六三）三月六日、七条村道場の時照が、木仏・寺号・親鸞影像・蓮如影像の免許を願ひ出た。その際、冥加札銀を上納している。木仏・寺号分として金二〇〇疋、親鸞影像分として金一両、蓮如影像分として銀一枚である。その他、絵表料（表具代）は別に納めるといふ。なお当該期、正定（左近右衛門）はまだ健在であるが、その子息であり、家督を継いだ栄与茂（釈時照）が申請したものとみられる。

しかし、許可されるか心配に思った時照は、翌日、さらに冥加御礼金を上納している。木仏・寺号分は銀一枚、親鸞影像分は銀二枚、蓮如影像分は金一両である。

両日とも、これらの法宝物免許を懇願する理由として、古くから蓮如筆「六字名号」を安置する草庵であったが、「御尊様類」がないことを嘆かわしく思っており、さらに大遠忌を執行したいからと述べている。

文久元年（一八六一）三月、本山において親鸞六百回御遠忌が厳修されている。それを受けて七条村道場でも寺院化を遂げて親鸞影像を始めとする法宝物を安置した上で御遠忌を執り行いたいという機運が村内で高まったことが、法宝物・寺院化を申請した背景にあるのではなからうか。

申請後、同月十五日、まず木仏と「正定寺」という寺号が免許された。まだ健在である前当主の法名「正定」から付けられた寺号であることが分かる。そして同月十七日、親鸞影像の免許が許された。

木仏・寺号ならびに親鸞影像を授与してもらうには、この他にも様々な金銭が必要であった。「木仏寺号ならびに親鸞影像願につき銀子覚」「文書類36―3」や「木仏・寺号・親鸞影像札銀上納目録」「文書類36―10」にそれが事細かく記載されている。なお申請・免許に際しては、東本願寺家臣である下間頼世（二八三―？）にも札銀が支払われている<sup>14</sup>。また長浜御坊台所当番が申請に際して取次をしている。その後、親鸞影像の木箱を授与してもらうには、さらに札銀が必要となった<sup>15</sup>。

文久三年三月に木仏と親鸞影像の免許が決定し、「親鸞影像」「掛軸・木像類4」は同年八月二十九日付で授与されている。そして九月十八日、移徙の法要を執り行っている<sup>16</sup>。さらに明治五年（一八七二）一月二十日には、先代である正定の三回忌と併せて、念願の親鸞六百回御遠忌が勤められるに至ったのである<sup>17</sup>。

木仏・寺号や親鸞影像と共に申請した蓮如影像は、同時には、許可さ



れなかつた<sup>18)</sup>。さらに礼金が納められ、ようやく授与されたのは、慶応元年（一八六五）十二月二十五日であつた<sup>20)</sup>。親鸞影像と同様、蓮如影像の木箱を授与してもらう際には、やはり別途銀子が必要となつた<sup>21)</sup>。

このように、法宝物の申請に際して旧七条村道場から上納された礼金の額が妥当か否かは、今後、他の事例との比較をした上で検討していく必要がある。

以上のような法宝物類の申請に際して、長浜御坊や東本願寺家臣が仲介していることを前述したが、さらに「河内屋六右衛門」なる人物が深く関与している<sup>22)</sup>。手続きや上納金の取次、さらには表装に関する詳細な情報も伝えている。京都の商人と考えられるが、法宝物の授与に際して、このような商人の存在はこれまでほとんど着目されてこなかつたように思う。法宝物を申請して免許されるまでのシステムを今後具体的に明らかにしていく必要がある。その際、「旧七条村道場史料」は重要になるであろう。

#### 4. 寺院化と宗判権の獲得

文久三年（一八六三）三月、旧七条村道場は、木仏・寺号を免許されることで、寺院化を遂げた。道場から寺院となることによる、社会的役割の変容についてみていきたい。

近世前期に幕府は宗教政策として様々な制度を設けていった。その一

環に寺檀制度がある。寺檀制度とは、特定の寺院が家を単位とした檀家の葬祭を継続的に担つた関係で、すべての人がいずれかの寺院の檀那となることが求められた。この関係に基づき、寺院が檀那について、キリシタンなどの禁止されている信仰はしておらず、確かにその寺院に所属することを証明した寺請制度が実施された。寺請は宗判（宗旨判定）ともいわれ、幕藩権力から認定された寺院が有する権利（宗判権）であつた。慶長十七年（一六一二）に幕府が最初のキリシタン禁制令を發布して以来、禁制策が全国的に強化されていき、寛文期（一六六一～七三）に寺請や絵踏みによる宗門改め制度が確立したと言われる<sup>23)</sup>。

宗判権を有して宗門改めを行う寺院は、所属する檀那（門徒）が、婚姻や養子の縁組みなどに際して他所へ移転する場合、移転先の寺院へ寺送り状を発行した。旧七条村道場には、寺院化する前と後、それぞれの「寺送り一札之事」が伝わる。

安政二年（一八五五）二月の「寺送り一札之事」<sup>24)</sup>「文書類21」は、美濃国多芸郡端爪村（岐阜県養老郡養老町橋爪）に住む武太夫の妹まをが、七条村の利助の元へ縁付いたことによるものである。端爪村の念長寺（真宗大谷派）から、長浜御坊（真宗大谷派長浜別院大通寺）の役寺である一心寺と「道場佐近」へ宛てられている。いまだ長浜御坊の配下にある道場という位置づけで、宗判権を有しないため、寺送り状などを単独で授受することはできなかったとみられる。

文久三年三月に七条村道場は寺院化するものの、それはあくまでも

「寺法」上でのみ認められた寺院であったようだ。その後、年未詳ではあるが、長浜御坊大通寺の役者が、左近右衛門を「領法」（国法）でも「俗道場」として「宗門御帳面」に記載して欲しいと願ひ出ている。<sup>24</sup>この書類は、領主である彦根藩へ提出された願書の写しと考えられる。その前提として、將軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近年、木仏・親鸞影像を免許されたことを明記している。寺法上では適正な道場・寺院であることを強調しているとみられる。宗派内における寺院化は成された後であるため、実質的には、領法でも認められた宗判権を有する寺院となることを願ひ出したものとみられる。

なお木仏・親鸞影像を本山から免許してもらった際に許された「正定寺」は「呼寺号」であるという。「呼寺号」とは、領法（国法）では寺院と認可されず、寺法（宗派内）でのみ用いられる寺号であった。<sup>25</sup>

明治四年（一八七二）八月の「寺送り一札之事」「文書類24」は、美濃国石津郡多良鍛冶屋村（岐阜県養老郡上石津町上鍛冶屋）に住む又兵衛の娘みすが、七条村の利吉の元へ縁付きした際の寺送り状である。鍛冶屋村の伝香寺（真宗大谷派）から、七条村道場の寺院化後の寺号である「正定寺」へ単独に宛てられている。前述の願ひ出が通り、この段階では、宗判権を有する寺院として、「領法」上においても認められる寺院となっていたことが分かる。

## 5. 明治期における変遷

明治政府のもとで、国家による寺院の管理体制もしだいに調えられていった。そのような中で、正定寺の社会的な位置づけにも変遷がみられるようだ。

明治十年（一八七七）九月に「正定寺道場中野栄与茂」が作成して「滋賀県権令籠手田安定殿」へ提出した「仏器什物取調書」の下書きからは、同時期に「正定寺道場」が所蔵していた「仏器什物」を知ることができ、それによれば、木仏・親鸞影像・蓮如影像ほか、三部経・三帖和讃・五帖御文といった聖教類、そして輪灯・三ツ具足・仏飯器・供筒・和讃卓・打敷・鑿という仏器を備えていた。つまり当該期、寺院としての莊嚴や聖教類を具備していたことが分かる。ただし「正定寺道場」との呼称を用い、俗名である「中野栄与茂」として県へ届け出ている点には留意する必要がある。一旦は、領法にも認められた寺院となり、先代の正定は僧侶である住職となっていたが、制度の変更によって、社会的な位置づけに変化が生じたのであろうか。

そして明治十二年（一八七九）十一月二十五日、それまで長浜大通寺の末寺であったところ、寺院明細帳の改定にあたって一般末寺へ編入して欲しいとの願書が、正定寺檀家四名から届け出された。<sup>26</sup>檀家として、正定寺の当主である中野栄与茂や、その別家である中野藤七の名前もみられることは興味深い。



## 6. 東本願寺の再建事業との関わり

本山である東本願寺は、江戸時代に四度の焼失に見舞われたものの、その度に再建がなされてきた<sup>30</sup>。それを支えたのは諸国の門末（僧侶・門徒）による尽力であった。旧七条村道場には、一度目・二度目の焼失・再建に関する史料が残されている。

最初の焼失は、天明八年（一七八八）一月三十日の京都大火による類焼であった。その後、寛政年間を通して再建事業が進められ、寛政九年（一七九七）に阿弥陀堂が、翌十年に御影堂が完成した。さらに大門（御影堂門）の再建に移り、享和元年（一八〇二）三月に大門供養会が執行されたことで、一連の再建事業が成就した。同年三月以降、再建に尽力した諸国の「門徒中」宛に、東本願寺十九世乗如（歡喜光院、一七四四～九二、在職一七六〇～九二）の黒衣・墨袈裟の姿を描いた影像が、東本願寺二十世達如（一七八〇～一八六五、在職一七九二～一八四六）から授与された。同影像は全国に教幅現存しており、今もなお巡回法要で用いている地域もある。

享和元年四月七日には「北江州門徒中」へ宛てて授与されており、現在も、湖北三郡二十二日講という講組織にて、二幅の乗如影像を北回り・南回りと、地域を分けてそれぞれ巡回させる行事を継承している<sup>31</sup>。

「旧七条村道場史料」には、東本願寺家臣が「江州七条村廿二日講中」へ宛てて、年未詳戊八月二十三日に発行した「御影拝礼志受取状」

「文書類28」がある。乗如の祥月命日が二月二十二日であることに由来する、湖北全域に広がる二十二日講における七条村の講中が存在したことが分かる。乗如影像が同村に巡回されてきた際、同講中から懇志を上納したことに對して授与されたものであろう。

文政六年（一八二三）十一月十五日、境内からの失火により二度目の焼失にあつた<sup>32</sup>。灰かきが済んだ同年十二月二十日から、まず境内の鐘樓堂の西へ設けられたのが仮惣会所であつた。惣会所とは、僧侶や門徒が学僧の演説などを聴聞し、仏法に関する談合を行なう場所である。

翌七年正月、開かれたばかりの惣会所に参集した門徒に対し、「東本願寺焼失につき七箇条」（以下「七箇条」と略す）が發布された。再建へ向けての基本方針・スローガンを示したものである。その後、再建事業とともに、二期にわたる教化活動が進められ、学寮講者が広域にわたる地域を分担して、募財とともに、再建を縁とする信心獲得や報恩謝徳を訴えた。その主要な目的は「七箇条」の趣意を伝達することにあつた。旧七条村道場には、「藤兵衛」<sup>33</sup>へ宛てた「東本願寺焼失につき七箇条」<sup>34</sup>「文書類16」が伝わる。

天保六年（一八三五）三月に両堂再建が成就した後、大門の再建へ移行していった。天保十三年（一八四二）四月十七日、近江国南浜（滋賀県長浜市南浜町）にて材木を大門の用材に加工する手伝いをした七条村の「左近衛門殿同行中」へ、白米式升が送られている<sup>34</sup>。

弘化四年（一八四七）三月二十六日、大門上棟規式が執り行われ、大

門の完成が間近となった。その翌月、来年に大門供養会を執行して常業御影を開扉すると、諸国の門末（僧侶・門徒）へ通達された。同書状は、七条村道場の門徒中へ宛てても出された。<sup>(38)</sup>その内容は次の通りである。

来年の嘉永元年（一八四八）三月十五日に大門供養会が勤まり、引き続いて同月十八日から四月九日まで、親鸞の木像である常業御影が開扉されることとなった。常業御影とは、親鸞滅後に大谷の地（京都市東山区）の墳墓を改めた仏閣に安置された影像と伝えられる、御本廟起立最初の御影像にあたる。その後、相模国鎌倉常業（神奈川県鎌倉市常盤）に転座されていたが、三〇八年後の元和二年（一六一六）冬に、徳川幕府からの寄付により、東本願寺に遷座されることとなった。普段は宝庫に安置されているが、元文三年（一七三八）に開扉されたこともある。来年は大門供養会に加え、蓮如三百五十回忌法会が執行されるため、この常業御影を開扉するという。そのため、懇志を集めて持参して参詣するように、と伝える内容である。

追って書きには、本文の内容を、あらゆる寺院・道場・門徒までもれなく伝えるように、と記されており、そのような書状が「江州七条村道場御門徒衆中」宛にも送付されたのであった。

このように七条村へも、東本願寺の再建事業の方針や動向が伝えられた。再建を契機とした教化活動によって、七条村にも聞法の間が開かれていき、そのような中で七条村の門徒も、再建事業に尽力していた模様

である。

### おわりにかえて

以上のように「旧七条村道場史料」に則して、幕末に寺院化していった湖北地域における道場の一例として七条村道場を紹介してきた。寺院化に際しては、本末関係における上寺にもあたる長浜御坊大通寺や、東本願寺家臣を介して本山である東本願寺の免許を得る必要が、寺法上においてあった。一方で、領法（国法）上で宗判権を有する寺院となるためにも、触頭であった長浜御坊大通寺の役者を通じた申請が、領主に対してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下にありつつも、その把握や認可には両レベルで齟齬のある場合もあることが、旧七条村道場の場合に如実に表れている。

その後、明治末期に廃寺となるまで、明治期における国家や教団の体制下で、旧七条村道場のような存在をどのように位置づけられるかは、宗制の変遷と関連させながら検討する必要があるが、今後の課題としてい。

また東本願寺両堂再建に関わる史料類からは、再建事業を支えた地域門徒の典型例をうかがうことができた。現代にも湖北で継承されている、黒衣・墨袈裟の乗如影像を巡回させる法要に際して集められた懇志が本山へ上納されていた。乗如影像が授与されたことで、それを巡回し

ながら執り行う講行事が始まった。このように、再建事業を機縁として聞法の方が開かれたとともに、そこで構築された組織は、本山にとって重要な経済基盤ともなっていたと言えよう。

各地域における真宗の展開は、教団組織としての全国的共通性と地域的独自性の両面に留意する必要があることを、本史料群から再認識することができるのではなからうか。

註

- (1) 「中野家先祖略歴」〔文書類30〕。
- (2) 滋賀県地方史研究会連絡会編『淡海木問撰』第三分冊(滋賀県立図書館、一九九〇年)四八頁。『淡海木問撰』は、彦根藩士で鷹飼割奉行であった塩野義陳が編輯し、同じく彦根藩士の田中信精が校訂して寛政四年(一七九二)に序文を記している近江国の地誌。
- (3) 授法寺(滋賀県長浜市西上坂町)所蔵。本願寺史料研究所撮影の資料を閲覧した。
- (4) 森岡清美氏が紹介している、明治二年(一八六九)に彦根藩が作成した戸籍簿のうち伊香郡杉野村の道場に関する記事に、「農業仏門兼」〔毛坊主〕といった表現がみられる。(森岡清美「毛坊主と村の道場」増補版 真宗教団における家の構造』御茶の水書房、二〇〇五年、初出一九八六年)。
- (5) 柳田国男「毛坊主考」(『近代日本思想大系』十四、筑摩書房、一九七五年、初出一九一四年)。
- (6) 一個人が建立した道場。または道場主の私有化を認められた道場。門徒の総意によって創設された惣道場と対照的な性格を有する。(道場惣道場之事)、「惣道場并自庵申替之訳」第一・二条(『故実公儀書

- 上)、『真宗史料集成』第九卷(同朋舎、一九七六年)七四一・七四五頁)。
- (7) 森岡清美「辻本考―近世真宗寺院の存在形態―」(『真宗教団における家の構造』御茶の水書房、一九七八年、初出一九六六年)。
- (8) 真宗道場に関する諸研究や今後の課題については、別稿にてまとめている(拙稿「近世山村社会における真宗道場の性格―越中国射水郡葛葉村名田家を事例として―」、『真宗研究』第五十輯、二〇〇六年)。本紀要(『同朋大学佛教文化研究所紀要』第三十六号)所収「研究所調査記録」に調査史料の目録を掲載している。そのうち、主要な史料の翻刻を、本稿末に掲載する。なお、史料の分類・番号は「研究所調査記録」による。
- (9) 前掲註(2) 森岡清美「毛坊主と村の道場」、拙稿「近江の「廻り道場」―近世後期における「惣」道場の一形態―」(『宗教民俗研究』第十七号、二〇〇七年)。
- (10) 「産後見舞覚(生子悦儀帳)」〔文書類2〕、「安産祝儀帳」〔文書類8〕、「誕生并二子護見舞控」〔文書類13〕。
- (11) 同朋大学仏教文化研究所編『蓮如名号の研究』(同朋大学仏教文化研究所研究叢書1、法藏館、一九九八年)。
- (12) 「木仏寺号願につき白銀受取状」〔文書類36―4〕、「木仏寺号免許につき白銀受取状」〔文書類36―5〕、「三番形親鸞影像願につき白銀受取状」〔文書類36―6〕、「三番形親鸞影像免許につき白銀受取状」〔文書類36―7〕。
- (13) 「親鸞影像願につき上納金覚」〔文書類36―8〕、「親鸞影像願金不足分預覚」〔文書類36―9〕。
- (14) 「三番形親鸞影像箱札銀覚」〔文書類36―11〕。
- (15) 「御開山様御木仏様御下り移徙座并二智了十三回忌扣」〔文書類4〕。
- (16) 「太祖聖人御遠忌并二釈定正三年回忌雜用扣」〔文書類7〕。
- (17) 「河内屋六右衛門書状」〔文書類22〕。
- (18) 「蓮如影像願につき金銀子覚」〔文書類36―12〕、「蓮如影像願につき金銀子覚」〔文書類36―13〕、「蓮如影像願につき上納目録」〔文書類36―14〕。

- (20) 「蓮如影像」〔掛軸・木像類5〕、「蓮如影像免許状」〔文書類36―15〕。  
 (21) 「蓮如影像箱願につき銀子覚」〔文書類36―16〕。  
 (22) 「河内屋生八右衛門書状」〔文書類22・23・36―18〕。  
 (23) 拙稿「日本近世総説」(佛敎史学会編『仏敎史研究ハンドブック』法蔵館、二〇一七年)。  
 (24) 「領法俗道場願につき覚」〔文書類36―19〕。  
 (25) 誓詞(誓紙)は、東西本願寺の末寺が、第四代徳川家綱から第十四代家茂まで、將軍の代替ごとに提出した、起請文形式の誓約書。兩本願寺は、京都所司代を介して幕府へ提出した。東西本願寺敎団のみにて実施されていたという。(和田幸司「東西本願寺誓詞の政治史的考察」『近世国家における宗教と身分』法蔵館、二〇一六年、初出二〇一二年)。  
 (26) 幕府の中間に対する西本願寺の回答を記載した史料である『故実公儀書上』の「呼寺号之事」による(『故実公儀書上』〈千葉乗隆編『真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六)七三五頁)。東本願寺の作成した『申物帳』には「紙寺号」の用語があるが、同様の性格と考えられる。  
 (27) 「仏器什物取調下書」(「仏器什物取調下書并ニ雛形色々」〔文書類37〕所収)。  
 (28) 「一般末寺編入願書」〔文書類38〕。  
 (29) 天保二年(一八三二)十一月の「家ふしん入用帳」〔文書類1〕にある「七条村紺屋藤平」と同家で、「色々書品之案文留帳」〔文書類31〕の「別家藤七、紺屋職商人」と同一人物と考えられる。  
 (30) 大谷大学真宗総合研究所真宗本廟(東本願寺)造営史資料室編『真宗本廟(東本願寺)造営史―本願を受け継ぐ人びと―』(真宗大谷派宗務所出版部、二〇一一年)。  
 (31) 蒲池勢至「真宗民俗史の方法」(『真宗民俗史論』法蔵館、二〇一三年、初出二〇〇七年)、「御影巡回」(前掲註(30)大谷大学真宗総合研究所真宗本廟(東本願寺)造営史資料室編『真宗本廟(東本願寺)造営史―本願を受け継ぐ人びと―』)。  
 (32) 拙稿「近世真宗における〈教え〉伝達のメディア」(『大谷大学大学

- 院研究紀要』第二十三号、二〇〇六年)、同「山内失火と再々建」(前掲註(30)大谷大学真宗総合研究所真宗本廟(東本願寺)造営史資料室編『真宗本廟(東本願寺)造営史―本願を受け継ぐ人びと―』)。  
 (33) 前掲註(29)にある、藤平や藤七と同家であろうか。  
 (34) 「大門用材木取手伝につき白米差上状」〔文書類18〕。  
 (35) 「東本願寺家臣連署状」〔文書類20〕。

#### 《付記》

中野正治氏には、調査に際して大変お世話になりました。また授法寺の一条ゆき代氏ならびに本願寺史料研究所には、史料の閲覧・掲載をご快諾いただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

旧七条村道場史料（中野正治氏所蔵） 翻刻

【凡例】

- ・ 本紀要（『同朋大学佛教文化研究所紀要』第三十六号）所収「研究  
所調査記録」に掲載している中野家・旧七条村道場（真宗大谷派、  
滋賀県長浜市）の調査史料のうち、主要な史料の翻刻を掲載した。
- ・ 番号は、「研究所調査記録」掲載の「聖教・文書・冊子・卷子類  
（已下、「文書類」とする）」の史料番号と対応する。
- ・ 文字については原則として通用の字体とした。
- ・ 欠字・平出は、原則としてそれぞれ一字・二字あきとした。

20. 弘化四年（一八四七）四月付東本願寺家臣連署状

猶此度別段之訳を以諸国御門末寺別ニ及書通之儀ニ付而ハ多端之事  
故、寺家寺中或ハ道場等之向、悉クハ行届兼、何れ書通相洩候方も  
可在之候、自然右相洩候先も有之候ハ、上寺方本文之趣委細ニ御  
通達可被有之候、将又無檀地ハ格別、左も無之寺々ハ御門徒衆末々  
迄も是又不洩様被申伝候而、精々出精御取持之儀御尤ニ存候、以上

一筆致啓述候、先以 両御門跡様益御機嫌能被為成御座候、然者今般  
御廻状を以被仰出候来ル申年三月十五日大門御供養会、引統同月十八日  
より三七日之間 祖師聖人常業之 御影尊像拜礼被 仰付候儀

者、此度 御再建ニ付一同不惜身命之依御取持、速ニ御皆造ニ可被為  
至儀、偏ニ御法義被為行届候頭ニ而候へ共、是至 祖師聖人广大之  
御遺徳と 御感戴被遊候ニ付而ハ、諸国御門葉之中ニをいて、未夕御法  
義聴聞不行届様も可在之哉と、猶此上ニも御門末御引立被遊下候 両  
門様深重之 尊慮方四海之御門葉を被 召寄、御直ニ御化導被成下、信  
心一味之同行ニ御育被遊度 御本意、且者従来一同之懇願も有之、旁  
以右 尊像拜礼被 仰付御事ニ候、就夫右 尊像之儀者兼々敬承有之  
候、 御開山様御滅後大谷ニ墳墓を改仏閣を建影像を安スト 御伝  
ニ被為頭候処之 御本廟御起立最初之 御影像ニ而候所、故在而相  
州鎌倉常業と申処江 御転座、然ル処三百八年之星霜を経而、元和  
二年之冬從 公儀明ニ御寄附被為成進候御事ニ而、実ニ不可思議之  
御由緒ニ候へハ、平常御宝库ニ御崇敬被遊候御事ニ候、其後元文三年  
御開扉為在諸国之御門末中拜礼被 仰付被奉蒙 御化導候事ニ而、誠  
ニ宿善無之而者不相叶、偏ニ是嫡々御相承之 御恩徳不可在不報候、  
然者御流を汲候御門葉家別人別一分々々其御冥加を被相弁候様、兼々御  
教導筋被申候に候御預り之御門徒中江篤ト被申伝、一紙半銭たり共志次  
第人別ニ名前相記し、其寺附之御門徒のミニ而被申伝、別段出精世話有  
之、右稀成御大例之経営ニ被備候様、猶又明年ハ 蓮如上人御正当御  
法事も被為在之、其上前条御大例共被為済候ハ、御先格之通上京之御  
門末江御能拜見等被 仰付候御事ニ而候へハ弥以難有被奉存、聊之所  
用ハ各々操合候而打潤賑々敷參詣上京有之、其節前頭一分々々之志取集



メ被差上候様ニ被致候ハ、是則上来之御趣意行届候、所詮ニ而可在之候条、弥御法義相続之上、右御経営ニ付御待受懇志出精之程、訳而為可申入、懇々以飛札如此御座候、恐々謹言

若林判事

未四月

直弼 (印「直〱弼」)

森川左門

頼記 (印「頼〱記」)

浅井将曹

有政 (印「有〱政」)

江州

七条村

道場

御門徒衆中

21. 安政二年 (一八五五) 二月付寺送り一札之事

寺送り一札之事

一、美濃国多芸郡端爪村武太夫妹まをと申者、宗旨者代々浄土真宗ニ而  
当寺檀那紛無御座候、然ル所今般七条村利助方江縁付参り候に附、貴  
寺旦那ニ成度旨願出候ニ付、任其意候、向後貴寺旦那ニ被成、宗門御  
改之節調印可成候、此者 御制禁切支丹宗門之者ニ而無御座候、若脇

方何角と申者御座候ハ、拙寺何方迄も罷出、急度可申披候、為其寺送り一札如件

多芸郡端爪村

安政二卯年二月

念長寺 (印)

長浜御坊

役寺

一心寺殿

道場佐近殿

22. 文久三年 (一八六三) 四月十八日付河内屋六右衛門書状

飛札を以一筆致啓上候、薄晩之砌ニ御座候処、先以 御尊寺様被為遊御  
揃重御機嫌能被為遊御座奉恐賀候、然ハ過日御帰国之砌被 仰聞置候御  
中啓十式本漸当節御引替ニ為成候間、此便御達申上候  
一、七条村 御開山様願之義、此度不足金三兩御差登ニ為成、慥ニ受取  
申候、依之極印所勘定方今般御達申上候、尤殘金三歩三朱ト七十九文  
是亦相添置候間、御落手被下候  
一、寺号ハ正定寺と御免ニ相成申候、法名時照と相成候事故、御存知之  
通住職時照之外ニ願主之名前左近と申義ハ難申上住職が即願主ニ御座  
候、右之訳柄御申聞可被下候  
信証院様御願之義ハ此度ハ御断申上置候へ共、歎書ニても冥加御札金



壹両にて 御聞濟ニ相成居候間、重而御願之節ハ

一、金壹両 冥加御札

一、銀七拾匁斗 前後御届

一、同三拾匁匁 繕料

一、同八拾五匁七分 表料

右之通ニ御座候間、左様御承知被下候、猶亦歎書写本願書之写ハ無御座候へ共、右ハ御入用ニ無之儀と奉存候得共、万一御入用之儀も御座候ハ、御本殿御記録ニ有之候間、御本人御上京之節ハ何時成とも書記候ても御頼有之候ハ、写取呉候義ニ御座候故、此段御承知被下候、前頭之次第極楽寺様并ニ正定寺様へも別紙を以可申上筈ニ御座候へとも、一橋様御先□明日御出立前ニ而彼是取紛居候間、乍恐御伝聞之程奉願上候、余者後便ニ申洩如此ニ御座候、已上

四月十八日

河内屋

六右衛門

了念寺様

23 年末詳河内屋六右衛門書状

飛札を以一筆致啓上候、春暖之砌ニ御座候処、先以貴所様被遊御揃信

御壯健ニ被遊御座奉賀候、然ハ此度 信証院様御願ニ付金三両式歩御差登しニ相成不取敢奉願上候、依之右殘金壹歩百六拾文極印所勘定書相添差下し申候間、御引合被下候、扱御表具之義ハ綾ニて願置候、惣金ニ相成候ハ、当節之金相場ニてハ三步式朱程増金追納可被遊候、此度之処綾ニ而相納、殘金丈ケ慥ニ返上仕候間、御地着之上御落手被下候、先ハ右申上度用事而已如此ニ御座候、已上

三月廿三日 河内屋

六右衛門

正定寺様

24 明治四年（一八七二）八月付寺送り一札之事

（包紙上書）

「寺送り

書付式通」

寺送り一札之事

一、濃州石津郡多良鍛冶屋村又兵衛娘みすト申者、宗旨之儀ハ代々浄土真宗ニ而、当寺紛且那無御座候、然ル処今般其御地七条村利吉方江縁付いたし候ニ付、今後貴寺御門徒ニ加入可被下候、右此者御法度之宗門か訴人ニ而者無御座候、為其送り一札仍而如件

明治四年

未八月日

濃州石津郡多良

鍛冶屋村

伝香寺 (印「伝／香」)

江州坂田郡七条村

正定寺殿

28 年未詳戊八月二十三日付御影拝礼志受取状

(包紙上書)

一 江州七条村

御印 廿二日講中

(印)「統」

御影拝礼

金式朱

百六拾壹納

右被披露候処奇特 思召 御印被成下候也

池尾伊織 (印「正紹」)

戊八月廿三日

宇野相馬 (印「直貞」)

江州七条村

廿二日講中

29 年未詳酉九月御本山御納戸方書状

大谷御坊 御遠忌御法事御執行可被為在旨被 仰出候間、各賑々敷參

詣可被在之候、就而者右御坊所大破二付、先年方御修覆御催被為在之候

処 御本山不慮之御火災二而御取懸りも御見合二相成有之候得共、御

太切つぎ之御場所柄、何卒明春 御遠忌迄二ハ御修覆を被加、御崇敬被

為在度被思召候、附而者大谷御構内御白砂其外御座敷向、是迄御狭少二

而例年之報恩講二も甚御不都合之御事二も候へハ、此度御修覆之御序二

其辺をも御取繕被為在候様二と御門末中方被申上、猶又当節格別之御取

締二而都而御普請向御休之中二ハ候得共、今度京坂諸講中方御修覆被願

上、追々御普請志上納も有之候得共、元来山林湿地之事故御破損所も不

少、夫是御物入之御事二候得者此等之御場合恐察被致報謝之実意方懇志

被相運、明春 御遠忌御潤敷御執行被為在候様御取持有之候ハ、御満

足二可被 思召候、尤右御場所柄之儀ハ各敬承之通御門末中先祖代々

納骨御免之御廟所之儀二而格別御因縁厚キ御事二候得者外御取持筋二不

相拘一分々々冥加被存、明春御法事之御香奠と被存候而為一紙半錢共、

右御修覆之御助成被申上候様、可被相心懸候、右之趣御末寺住職分ハ勿

論御預り之御門徒中江不洩様、一分々々へ篤と被申通其寺々江被取集、

精々上納有之候様致度候、猶又明春三月迄最早日数も纔之事二候間、  
呉々早々行届候様一際骨折出精有之候様分而御頼申入候、為其如此御座  
候、恐々謹言

御本山御納戸方

打田大炊

酉九月 昌邦(印「昌／邦」)

松井外記

元貞(印「元／貞」)

苗村典礼

方規(印「方／規」)

江州坂田郡

七条村

道場

惣御門徒衆中

34 年末詳木仏・寺号・親鸞影像・蓮如影像歎願口上覚写

乍恐奉歎上候口上覚

一、今般木仏寺号并二 御開山様御影 蓮如上人御影 御願申上奉  
度、夫二付御定式之御礼金上納可仕奉願上本意二御座候へ共、当道場  
之儀ハ無檀極貧地ニ御座候間、往古方草庵ニ 蓮如上人御染筆大字

御名号奉御崇敬罷在候へ共、御尊様類無之段、從來歎ケ敷奉存居候、  
乍去前頭申上候通、無檀極貧地之事故空敷打過候処、村方懇志之同行  
方聊宛寄進いたし呉候間、不取敢上京仕、御歎申上候、御時節柄奉恐  
入候へ共、左之通冥加御礼金上納可仕候

一、木仏寺号 金貳百疋

一、御開山様御影 金壹兩

一、蓮如上人御影 銀壹枚

右之通冥加御礼上納仕、尤御絵表料之義ハ御定式之通、別段上納可仕候  
間、何卒格別之以御慈悲右願之通、被送御決濟候様深重之奉歎願候、右  
蒙御免候上、稀成 大御遠忌執行仕、從來之懇願ニ御座候ニ付此段幾  
重ニ茂御執成を以宜被仰上可被下様偏ニ奉願上候、已上

文久三年 江州七条村

亥三月六日 道場 時照

乍恐再心奉歎願候口上覚

一、今般木仏寺号并二 御開山様御影 蓮如上人御影 御願奉申上  
候義付、奉歎願候処、不容易之趣ニ被仰聞、歎書御下ケニ相成奉恐入  
候、此俣帰国も難出来、尤先歎書ニ茂奉申上候通、御定式御礼金上  
納仕可奉願上本意ニ御座候へ共、当道場之義者無檀極貧地ニ御座候

間、往古方草庵二 蓮如上人御染筆大字御名号 奉御崇敬罷在候  
へ共、御尊様類無之段、從來歎ケ敷奉存居候へ共、前頭申上候通、無  
檀極貧地之事故、空敷打過候処、漸村方懇志之同行方聊宛寄進致呉候  
間、不取敢上京仕、御歎申上候、御時節柄奉恐入候へ共、種々心配  
仕、乍聊私手許ニおゐて、格別之心配仕、冥加御礼金左之通上納可仕  
候

一、木仏寺号 銀一枚

一、御開山様御影 銀二枚

一、蓮如上人御影 金壹両

右之通冥加御礼上納仕、尤御絵表料之義者御定式通、別段上納可仕候  
間、何卒格別之以 御慈悲ヲ右願之通被遊下御聞濟候様、不願恐再応深  
重ニ奉歎願候、右蒙 御免候上、稀成 大遠忌執行仕度、從來之懇願  
ニ御座候ニ付、此段幾重ニ茂御執成を以、宜被 仰上可被下候様、偏ニ  
奉願上候、已上

同三月七日 江州七条村

道場時照

亥三月十五日 江州

一、木仏寺号 七条村

正定寺と御免 道場時照

同十七日

一、三番形 江州

御開山様御免 七条村

正定寺様

時照

五月廿五日

御絵并表会所ニ而

一、絵表仕上り

同二十六日

一、御殿召上り

乍恐奉願口上覚

一、今般私儀木仏寺号奉願上候、以御慈悲被遊下 御免候ハ、難有可奉

存候、此旨宜被 仰上可被下候、以上

江州坂田郡

七条村

道場

文久三年 時照〈花／押〉

亥三月

正定寺

集会所月番御衆中

一、今般 御開山様

信証院様奉願上候、以御慈悲被遊下 御免候ハ、難有可奉存

三番形  
御開山様

候、此旨宜被 仰上可被下候、以上

冥加

前二同

一、銀 八拾七匁六分 御札高

一、同 拾貳匁九分 当座御札

36―3 文久三年（一八六三）三月十五日付木仏寺号ならびに親鸞影像

一、同 六拾九匁貳分 御届

願につき銀子覚

銀七匁 四

覚

木仏寺号

同壹兩 四

冥加

同三分 八

一、銀四拾三匁八分 御札高

一、同六拾六匁三分 御繕料

御染筆

一、同百拾九匁三分 御表具料

一、同拾貳匁九分 御札

一、同貳匁 願書料

一、同拾貳匁九分 当座御札

一、同三匁 御記録料

一、同六拾九匁貳分 御届

一、同四匁五分 掛分銀打

銀七匁 四

銀六百三匁叁分

右へ

同壹兩 四

金六兩貳歩貳朱受取

一、同九拾匁 改料

代銀四百八拾六匁

一、同貳匁 願書料

九分三り

一、同三匁 御記録料

差引

一、同四匁五分 掛分銀料

銀百拾六匁

七分九り 不足

代金壹両貳匁貳朱 受取

貳メ五百七拾九文□返ス

内

貳百文 木仏寺号初歎

三百文 再応歎書料

メ差引

亥三月十五日 極印所 (印「六条御殿／極印所」)

江州坂田郡

七条村道場

時照殿

已下 正定寺

36―4 文久三年 (一八六三) 三月十八日付木仏寺号願につき白銀受取

状

今般木仏寺号願ニ付白銀七匁預贈惠入念之段不浅令受納候故、為謝礼如斯候、以上

三月十八日 頼世 (印「頼世」)

(端裏書)

「江州七条村

道場

時照殿

下間民部卿法眼」

36―5 文久三年 (一八六三) 三月十八日付木仏寺号免許につき白銀受

取状

今般木仏寺号就 御免白銀七匁預贈惠入念之段不浅令受納候、右為謝

礼如斯候、以上

三月十八日 頼世 (印「頼世」)

(端裏書)

「江州七条村

道場

正定寺殿

下間民部卿法眼」

36―6 文久三年 (一八六三) 三月十八日付三番形親鸞影像願につき白銀受取状

今般 三番形御開山様願ニ付白銀七匁預贈惠入念之段不浅令受納候、右為謝礼如斯候、以上

三月十八日 頼世 (印「頼世」)



(端裏書)

〔江州

正定寺殿 下間民部卿法眼〕

36―7 文久三年(一八六三)三月十八日付三番形親鸞影像免許につき

白銀受取状

今般 三番形御開山様就 御免白銀七匁預贈惠入念之段不浅令受納

候、右為謝礼如斯候、以上

三月十八日 頼世(印)〔頼世〕

(端裏書)

〔江州

正定寺殿 下間民部卿法眼〕

36―8 文久三年(一八六三)三月二十四日付親鸞影像願につき上納金

覚

覚

御開山様御影願

上拾匁七分五り

中銀九匁

下銀ノ拾式匁九分

ノ銀三十拾式匁六分五り

右へ金貳歩受取

七匁三分五り戻ス

右上納執斗候訖

亥 御坊

三月廿四日 御台所当番(印)

七条村

左近右衛門殿

36―9 文久三年(一八六三)三月二十四日付親鸞影像願金不足分預覚

覚

一、金三両也

御開山様願金不足分慥ニ預り相登し可申候

亥 御坊

三月廿四日 御台所当番(印)

七条村

左近右衛門殿

36―10 年未詳木仏・寺号・親鸞影像礼銀上納目錄

上納目錄

木仏寺号冥加

御礼銀子壹枚

極印料入目銀八分

合銀四拾三匁八分

三番形

御開山様 冥加

御礼銀子 貳枚

極印料入目銀壹匁六分

合銀八拾七匁六分

右令上納候訖

文久三年

亥三月 極印所（印「六条御殿／極印所」）

江州坂田郡

七条村道場

時照殿

已下 正定寺

36―11 文久三年（一八六三）九月十日付三番形親鸞影像箱礼銀覚

覚

三番形

御開山様御箱頂戴

一、銀拾貳匁九分 御礼

一、同廿貳匁六分 御届

銀壹兩 貳

同三匁 貳

同壹兩貳匁 四

一、同壹匁九分 掛方銀打

△銀三拾七匁四分

右

金貳歩受取

代銀四拾壹匁

差引

銀三匁六分 過

代貳百七拾文返候

亥

九月十日 極印所（印「六条御殿／極印所」）

江州

正定寺殿

銀百七拾九匁九分

右へ

金壹兩分

同式兩式步受取

代銀式百式匁式分五り

36 | 12 元治元年（一八六四）三月十一日付蓮如影像願につき金銀子覺

覺

御黒衣

信証院様

冥加

一、金壹兩分

御札高

銀壹匁

一、同七匁五分 当座御札

一、同三拾壹匁 御絵料

一、同八拾五匁七分 御表具料

一、同四拾五匁式分 御届

銀壹兩 四

同三匁 四

同式匁 八

✓

一、同式匁

願書料

一、同三匁

御記録料

一、同四匁五分

掛分銀打

✓ 金壹兩分

差引

銀廿式匁

三分五り 過

此金壹歩分

せん百六拾文 返候

子三月十一日 極印所（印「六条御殿／極印所」）

江州

正定寺殿

36 | 13 元治元年（一八六四）三月晦日付蓮如影像願につき金銀子覺

36 | 13 元治元年（一八六四）三月晦日付蓮如影像願につき金銀子覺

覺

御黒衣

信証院様

但し綾表之処

惣金之引直

一、銀六拾匁五分 御絵料

まし

一、同貳分 掛分銀打

メ銀六拾匁七分

右へ

金三歩貳朱 受取

代 七拾匁八分七り

差引

銀拾匁壹分七り 過

代金貳朱分

四文 戻ス

右之通取斗相濟候畢

元治元年

子三月晦日 極印所(印「六条御殿／極印所」)

江州

正定寺殿

36―14 元治元年(一八六四)三月付蓮如影像願につき上納目録

上納目録

御黒衣四番形

信証院様冥加

御札金子壹両

極印料 銀壹匁

メ

右令 上納候訖

元治元年

子三月 極印所(印「六条御殿／極印所」)

江州

正定寺殿

36―15 慶応元年(一八六五)十二月二十五日付蓮如影像免許状

依望其道場江 信証院御影被成 御免、則 御名御裏御染筆被遊下

候間、難有可被存候、為其如斯候也

栗津大進法眼

元好(花押)

慶応元年

十二月廿五日

下間民部卿法眼

頼世(花押)

江州坂田郡

七条村

道場

正定寺

願主

時照

銀三匁 過

此錢式百文

寅八月廿六日 極印所（印「六条御殿／極印所」）

江州

正定寺殿

36—16 慶応二年（一八六六）八月二十六日付蓮如影像箱願につき銀子

覚

覚

御黒衣

信証院様 子三月願

御箱頂戴

一、銀八匁六分 御札

一、同廿式匁六分 御届

銀壹両 二

同三匁 二

同式匁 四

一、同 三匁三分 掛分銀打

メ銀三拾四匁五分

右へ

金壹分式朱 受取

代銀三拾七匁五分

差引

36—18 年未詳四月十四日付河内屋六右衛門書状

三月十三日出之御状、晦日着仕候所拜見仕候、春暖之御御座候処、先以

其御地 御尊寺様益御壯健被成御座奉賀候、然者蓮如様御表料惣金二

相成候付、三步式朱増金御差登有之候間、早速右之通願直し置候、依之

極印勘定書并此度之殘金式朱分四文御戻し申上候御地着之上、御落手可

被下候、猶亦 御讚御染筆申趣被 仰越候へハ御讚之義ハ願上候へ

ハ、別段御札銀式枚二御座候間、願書料とも凡一兩一步御差登無之候半

而ハ御讚ハ無之候間、左様御承知被下候、先ハ右用事而已御答申上度如

此二御座候、已上

河内屋

四月十四日 六右衛門

正定寺様

36—19 年未詳領法俗道場願につき覚

覚

坂田郡七条村

一、左近右衛門

右者於寺法筋者往古方俗道場之取斗ニ罷在、則 関東 御代替り二者  
本山江誓紙上京も仕間、亦近年木仏尊像 祖師御影等相願候ニ付從 本  
山御免、其節正定寺と呼寺号被下候事ニ御座候、就而者 御領法江俗  
道場之義不頭儀、右左近右衛門先代方深歎居候次第、毎々大通寺江も申  
出候、何卒出格之以 御憐愍宗門御帳面ニ俗道場之看庵御許容被成遣  
被下候ハ者左近右衛門取斗有難仕合ニ可被存候、此段幾重ニも 御領  
掌被成下候様御願可被申上旨院主被申付、如斯ニ御座候、以上

大通寺役者

37 明治十年（一八七七）九月付仏器什物取調下書（「仏器什物取調下書并ニ雛形色々」所収）

仏器什物取調書

- 一、本尊阿弥陀如来 木像長壹尺五寸 壹体
- 一、宗祖見真大師真影 三番形 壹軸
- 一、連如聖人真影 壹軸
- 一、三部経 壹部
- 一、三帖和讃 壹組
- 一、五帖御文 壹組

一、輪（可） 壹対

一、三ツ具足 三組

一、仏飯器 四ツ

一、供箭 貳対

一、和讃卓 壹ツ

一、打敷 三枚

一、鑿 鑿基壹ツ 八寸ノ壹ツ

右之通り相違無御座候也

滋賀県下近江国阪田郡第拾四区七条村

拾五番地正定寺道場中野栄与茂

滋賀県権令籠手田安定殿

明治十年

丑九月書調

38 明治十二年（一八七九）十一月二十五日付一般末寺編入願書（表紙上書）

「末寺編入御願書

滋賀県下

近江国阪田郡七条村」

末寺編入御願



滋賀県下

近江国阪田郡七条村

第拾五番地正定寺

右者従来同国同郡長浜大通寺下正定寺御座候処、別紙詳細書之通り、永世保存之見込有之儀二付、今般寺院明細更正ニ際シ、一般末寺工御編入相成度所屬寺添書及ヒ詳細書相添、檀家一流連署ヲ以奉願上候也

明治十二年

卯十一月廿五日

右之正定寺檀家

中野栄与茂 (印)

木村利三郎 (印)

中野藤七 (印)

木村重治郎 (印)

議事

少教正長円立殿

## 執筆者紹介

- 小山正文（研究顧問）  
新野和暢（客員研究員 名古屋大谷高校教諭）  
市野智行（客員研究員 本学非常勤講師）  
木越祐馨（加能地域史研究会代表）  
藤井由紀子（所員）  
中川剛（客員研究員 愛知学院大学 博士課程後期）  
高木祐紀（客員研究員）  
小川徳水（西嚴寺住職）  
工藤克洋（客員所員 京都産業大学史編纂室嘱託員）  
松金直美（客員所員 真宗大谷派教学研究所助手）  
脊古真哉（客員所員 本学非常勤講師）

### 同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号

平成二十九年三月二十五日 印刷

平成二十九年三月三十一日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七―一

編集者 同朋大学佛教文化研究所

幹事 安藤 弥

電話 ○五二―四一―一三三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所

印刷所 株式会社 カミヤマ